

滋賀県高等学校体育連盟表彰規程

- 第1条 本連盟は本県高等学校体育を振興する目的を以て本規程に基づき優秀な成績を収めた個人・団体を表彰する。
- 第2条 本連盟の表彰は、常務理事会において審議され、評議員会の承認を得るものとする。
- 第3条 本連盟は、下の各項のうち何れかの項に該当するものについて、これを表彰する。
(1) 近畿大会で優勝した個人ならびに団体。
(2) 全国大会並びに国スポに於いて、3位以上の成績を収めた個人ならびに団体。
(3) 1・2項以外で適当と認めた個人ならびに団体。
- 第4条 被表彰者の推薦は各学校長からとする。
- 第5条 本連盟の表彰は表彰状を以てこれを行ない、記念品を授与する。
- 第6条 被表彰者推薦のための内規は別に定める。
- 第7条 本規程は、本連盟評議員の3分の2以上の同意を得て、これを改正することができる。

- 附 則 1 平成4年4月1日一部改正
2 平成11年4月1日一部改正
3 令和6年4月1日一部改正

滋賀県高等学校体育連盟表彰規程にかかる内規

- 1 前期は4月1日から10月31日まで、後期は11月1日から翌年3月31日までに開催された大会とする。
- 2 表彰は、前期(12月)、後期(4月)の年2回とする。ただし、卒業予定の生徒の後期表彰にあつては、常務理事会の選考をもって2月末までに表彰をすることができる。
- 3 受賞は同一年度に一人一回とする。
- 4 近畿大会とは近畿高等学校体育連盟が主催する大会とする。ただし、近畿高等学校体育連盟が主催していない大会(アメリカンフットボール・馬術・野球)については、専門部が定める大会とする。
- 5 各競技の学校対抗の得点は本賞の対象としない。
- 6 近畿・全国高校駅伝の区間1位は表彰対象とする。
- 7 県予選会を経ずして、全国大会に出場し優秀な成績を収めた場合は、1位のみを表彰対象とする。
- 8 団体競技の受賞は、大会の登録選手とする。

- 附 則 1 本内規は、平成11年4月1日より施行する。
2 平成28年4月1日一部改正

※申し合わせ事項

- ・内規4に該当する近畿大会とは、近畿高等学校種目別大会を言う。(平成16年12月3日追加)
- ・本規程において対象とする大会は、高体連表彰の趣旨から、学校体育大会(全国高校総体・全国選抜大会・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会・その他全国大会、近畿種目別大会等)とし、社会体育系大会は除外する。また、対象とする学校体育大会であっても、学年別順位や学年別大会等は除外する。(平成29年12月1日追加、令和6年4月1日一部改正、令和6年11月28日一部改正)

滋賀県高等学校体育連盟功労者表彰規程

- 第1条 本規程は滋賀県高等学校体育連盟の振興発展に寄与し、功労の顕著な者について表彰する。
- 第2条 被表彰者は、常務理事会で審議され、評議員会で承認を得たものとする。
- 第3条 表彰の対象者は、次の各項の何れかに該当すると認められたものである。
- (1) 本連盟の振興発展に、その功労が顕著であったもの。
 - (2) 本連盟にあって、永年指導に精励し、その功労が顕著であったもの。
 - (3) 前項1・2の規定に関わらず適当と認められたもの。
- 第4条 第3条に該当する者のあるときは、事務局ならびに専門部が推薦するものとする。
- 第5条 本規程は、本連盟評議員の3分の2以上の同意を以て、これを改正することができる。
- 附 則 1 本規程は、平成4年7月20日より施行する。
- 2 平成11年4月1日一部改正

滋賀県高等学校体育連盟功労者表彰規程にかかる内規

- 1 推薦に当たっては次に該当することを原則とする。
 - (1) 功労者賞

会長・副会長	無条件（勇退時）
理事長	無条件（勇退時）
委員会委員長	4年以上（勇退時）
委員会委員	6年以上（勇退時）
専門部委員長	通算4年以上（勇退時）
 - (2) 優秀指導者賞
全国高体連が主催する全国大会3位以上入賞の指導者。
ただし定通大会ならびに県予選を経ずして出場した大会にあっては1位のみの指導者。以上の成績を上げた指導者については、毎年これを表彰することができる。
 - (3) 永年優秀指導者賞
全国高体連が主催する全国大会において、同一競技に永年出場(10回以上)の指導者。
- 2 前項に該当する者がいる場合には、会長・副会長・理事長・その他については事務局が、専門部委員長・優秀指導者にあっては専門部が事務局と事前協議のうえ、年度終了後、速やかに推薦するものとする。
- 3 推薦書の様式は別に定める。
- 4 この内規は評議員の3分の2以上の同意を以て改正することができる。

- 附 則 1 本規程は、平成4年7月20日より施行する。
- 2 平成4年12月11日一部改正
- 3 平成6年3月10日一部改正
- 4 平成11年4月1日一部改正
- 5 平成19年4月1日一部改正

※ 申し合わせ事項…功労者賞の表彰については、過去に表彰していても、異なる役職の場合は再度表彰することができる。（平成18年12月1日追加）

滋賀県高等学校体育連盟指導者奨励賞表彰規程

- 第1条 本規程は、滋賀県高等学校体育連盟として高等学校運動部の振興と活性化に寄与するため、各加盟校において中堅的な指導者として献身的に運動部の指導に携わり、今後一層の活躍が期待される者について表彰する。
- 第2条 被表彰者は、常務理事会で審議され、評議員会で承認を得たものとする。
- 第3条 表彰対象者は、各加盟校において運動部指導者として、おおむね4年以上献身的に指導に取り組み、学校長が本賞該当者として推薦する者。
- 第4条 本規程は、本連盟評議員の3分の2以上の同意を以て、これを改正することができる。

附 則 1 本規程は、平成14年4月1日より施行する。

滋賀県高等学校体育連盟指導者奨励賞表彰規程にかかる内規

- 1 推薦に当たっては次に該当することに留意する。
 - (1) 被表彰者は、各加盟校において指導に熱心に取り組み、運動部の活性化に貢献している者であること。
 - (2) 被表彰者の年齢は本賞の性格上、おおむね40歳までであること。
 - (3) 表彰は、同一競技において同一人物に対し1回とする。
 - (4) 原則として1校1名以内の推薦とする。
- 2 競技専門部に適任者がいる場合は、専門部長を通じて該当学校長に推薦するものとする。
- 3 前項該当の推薦は1月までに完了し、被表彰者の決定は3月に行うものとする。
- 4 推薦書の様式は別に定める。

附 則 1 本内規は、平成14年4月1日より施行する。